

書評

子どもとおとなのパートナーシップを求めて

鈴木祥蔵／桂 正孝／森 実 編

——『おとなのための子どもの権利条約』に学ぶ

喜 多 明 人

一 この本と私の問題意識

この本には、サブタイトルとして「新しい発想、これからの実践」という言葉がつけられている。だから、「おとなのための」本ではあっても、単なるおとな向けの条約啓発書ではないな、と直感した。実際、この本を読み進めると、この直感的中した。しかも、私の問題意識と大変重なっていることに気がついた。

私は、一九九一年一月に、子どもの権利条約の普及のために、情報センター

かつ意見交流の場として「子どもの権利条約ネットワーク」の創立に参加した。

そして設立「よびかけ」の中で「子どもとおとなのパートナーシップ」の確立を掲げ、毎年五月五日（子どもの日）と、

十一月二〇日条約採択記念日前後のイベント（「子どもの権利条約フォーラム」、

一九九六年一月九日—一〇日大阪で本書執筆者の浜田氏が中心になって「フォーラム'96」開催予定）において、子どもと

おとなとの対話、交流をはかってきた。最初、子どもたちへの呼びかけに重点

を置き、行動したり、発言したり、権利行使をしている子どもを見つけては、これらのイベントに誘ってきた。そして、彼らの経験を語ってもらい、子どもとおとなとの相互交流をすすめるようになったのだが、私にとっては、思わぬ「壁」にぶつかった。たとえば、こんな光景がちよくあった。

校則批判をする生徒に対して、「多少は、きびしい環境で生活した方が君のためだ。そういうきびしさにたえていけば、おとなになったとき、よかっかと思おうよ」

「あまりに視野が狭いな。もう少し、外国人差別の問題なども、しっかり勉強しなさい」

おとなの側（とくに「教師」という名の市民の発言に多いのだが）は、子どもの発言に対して、頭ごなしにしかり、説教し、教え諭そうとする。「やっぱり、いうんじゃなかった」という子ども側の失望の声に、言葉を失なった。

こんな経験をつんでいくうちに、子どもが変わるためには、まずおとなが変わ

らなければ……という思いがしたいに強くなっていた。おとな側の成長、とくに親と教職員の成長こそが、子どもの権利条約の子どもへの浸透をささえる基盤である、と考え始めていた。

そんな時に、この本に出会った。

## 二 おとな側の成長を求めて

この本では各執筆者が自らの実践をくぐらせながら、「子どもとおとなのパートナーシップ」を深め、子どもとの、いい関係をつくろうとしているところに特徴がある。

### △親子関係▽のとらえ直し

前村よう子さんはつぎのように、自分の子育てをふりかえっている。

今思えば顔から火が出ますが、私は娘を産んだとき、ありとあらゆる可能性を考えました。この子は「ミュージカルスターになるかもしれない」「学者になるかもしれない」として、その可能性のためなら習い事のための出費は厭われないと。

また私は運動が苦手だったこともあり、「体育嫌いにならないように、体操教室かスイミングには絶対に通わせよう」とも思っていました。受験やいじめといった問題を避けるために、私立の小学校を受験させようなどということすら、頭の片隅にはありました。そんな私が、研究所での仕事を始め、自身の人生で手一杯になってやっと気づいたのです。私のやろうとしていたことが「娘のため」ではなく、「自分のため」であったことに。自分が生きたいと思っただけでなく、あるいは生きられないと思っただけでいた人生を、娘に託し、娘の人生を私の思いのままにしようとしていただけだったのです。(本書 四〇―四一頁)

そして、前村さんは、おとな側の「先取り」をいまして、つぎのように語りかけている。

子どもには無限の可能性がある。確かにそうです。しかしだからといって、その可能性のためのルールをおとなが敷いたもの多くを「死んだ魚の目をした子ども」と表現したことに対して、中学三年男子がつぎのように感想を寄せていることに感激した。

僕はいまの日本のおとな社会が作り出した受験基準というものが次の世代でまるで魂のぬけがらみたいなおとなをつくりだしてしまうと思います。死んだ魚の目というものの自体、大人の勝手です。うつつてしまった人がほとんどだと思ふ。でも今、くさりきった日本を変えていけるのはそうした学生なんだとも僕は考えているから、夢を失わずにがんばろうと思ふ。(五二頁)

僕らは、「死んだふり」をしているだけなんだあ、という子どもの「たくましさ」をそこに感じた。

そして、彼らは、条約の本質をよく見ぬいている。条約の授業を終えてのある三年女子生徒の作文。

子どもの権利条約を勉強して、知らない

てしまうことには疑問を感じます。「より多くの選択肢を選ぶためには、それ相應の準備が必要で、それは親の役目だ」という方もいらつしやいます。子どもたちは選ぶ「ちから」もあれば、準備をする「ちから」もあります。その「ちから」を無視しておとなが準備するというのは、子どもにとって失礼なこと。また、準備する過程で、いやおうなくおとなの価値感が入ってきて、結局はおとなの敷いたルールができればあがるでしょう。そうして育った子どもが、将来自身の「ちから」で自分なりの選択をしたとき、それがおとなの意に染まぬものであっても、果たして子どもの選択を認めることができるのでしょうか？

(四一―四二頁)

前村さんは、この本の執筆をふりかえって、子どもの「権利」という言葉をわざと、子どもの「ちから」と表現したと述べています(一九〇頁)。

おとなたちにとっては、この「子ども

ことだと言えます。「ちから」をそぐことなら経験済みですが、育み方となると、ほとんどのおとなたちが未経験なのですから。いきなり「育む」というのが難しいなら、せめて子どもの「ちから」を認めることから始めてみてはどうでしょう(四二―四三頁)

子どもの権利行使の指導論(条約五条を深めていくためにまず、子どもの「ちから」を認めること、それが「子どものちからを育む第一章」であると指摘している点を学んでおきたい。

### 子どもの「ちから」の発見

石野伸子さんは、大阪・貝塚市の中学校教員、川崎雅也さんの実践を紹介している。

その中で、私もかかわったランキン・タクシーさんのラップや、「ぼくらの権利条約」(喜多ゼミ学生との共編著、学生とのパートナーシップで作ったもの―エイデル研究所)が授業で使われていることを知ってうれしかった。私が日本の子ども

かったことや誤解していたことが解けてきたような気がする。はじめ生徒会が活発にそれをしているころも、見て何もしなかつたけれど勉強していくうちに条約の中の意見にすこく心を打たれた。その中のひとつひとつがとても気に入った。(中略)子どもはどうしても親に育ててもらっているという感じになって、自分の意見を言おうとしたら、子どもは黙っていないさ、とか親の言うことが聞かれへんの、つて返ってくる。三条がいうように子どもにとって最善の利益をとることが大切なんだから、子どもの意見が無視したり、何かあるときに入らせてもならないのは間違っていると思う。子どもの権利条約を勉強してとても得をした気分。高校へ行っても社会へ出ても知識だけを勉強するんじゃないで、こういう勉強をしつかりやっていきたいです。

(五三―五四頁)

日本の学校がおちいつている、落し穴「行動と結びつかない知識」習得のむなしさ。それに対し、行動をうながし、

励ます知識、自分たちの生活や人間関係を  
をかえていくための知識、彼女はそんな  
条約の本質的な価値に触れて、自分の勉  
強の本来の姿をとりもどしたにちが  
ない。

### △教員・生徒関係△のとらえ直し

石野さんは、川崎実践の「弱点」をこ  
んなふうで紹介している。

権利条約の学習効果をどこではかる  
か、これはなかなか難しいことですが、  
川崎先生は「実は私自身にとって大変役  
に立つ学習になった」と、こんな体験を  
話してくれました。熱血タイプの川崎先  
生は、自他ともに認める強引さを持ち合  
わせています。「これが生徒のためにい  
いでないかと思うと、どうしても子ども  
たちに押しつけてしまう。たとえば生徒  
会活動でも、ボランティア活動や老人施  
設訪問など、あれやろう、これしようと  
自分が引つ張っていつてしまう」。

ところが、権利条約を学ぶ過程で、子  
どもたちはその矛盾に気がつき、鋭く反

ている。

当初、想像を超えるこの長期キャン  
プの提案が親たちの抵抗にあったことは、  
いうまでもありません。親たちは、完全  
主義にとらわれ、子どもたちが少しでも  
できなければ何事も先回りして手を出す  
傾向が強く、もっと短い日数のキャン  
プでよいと考えていました。しかし親の知  
らない子どもの力を確信していたI指導  
員は、子どもたちに提案しました。議論  
百出の末に親は、子どもなりに手探りを  
し自らの力で目の前の壁を拓いていくこ  
との大切さを理解し、できるだけ手を出  
さないで、待つことの意義をつかんでい  
ったのです。

これまで引用したように、「子どものち  
からを認めること」(前村さん)、「ちよつ  
と身をひいて、子どもたちの自主性に任  
せる」(川崎さん)こと、その精神を共有  
するがごとく、桂さんも「できるだけ手  
を出さないで、待つことの意義」を強調  
する。

私は、ここに「自己決定の教育論の萌  
芽」を見出す。

子どもの自己決定権の行使を、彼らの  
自己成長の基本課題にすえること、これ  
を軸にして、日本の教育を再構成するこ  
と、そこから二世紀の教育のあり方が、  
見えてくるように思えてならない。

### 三 残された問題のいくつか

この本を読んでいて、以下三点ほど、  
問題を将来に残したように感じている。  
一つは「子どもの自己決定の教育から、  
子どもとおとなの「共同決定」の関係づ  
くりへの展開の可能性である。いま現在  
は、子どもとおとなのパートナーシップ  
論とはいっても、本書にあるとおり、子  
ども側が前に出てこれるように、おとな  
側が「引くことを覚える」時期なのであ  
ろう。しかし、いつまでもおとな側が引  
きっぱなし、というわけにもいくまい。  
ある段階で、真に子ども側が自立した時  
に対等な関係で、本音をぶつけ合う、こ  
とが求められる。パートナーである  
以上、一方的な決定に従うことではなく、

省を求めてきたといえます。「自分たちの  
活動なんやから、もつと自分たちに任せ  
てほしい。これには川崎先生もグウの音  
が出ませんでした。もともとは子どもた  
ちの自主性を強化したいと手をつけた権  
利条約の勉強なんですから。今年はまだか  
ら、生徒会の担当ではあるけれど、ちょ  
つと身をひいて、できるだけ子どもたち  
の自主性に任せるようにしています」。  
学習効果はバツグンだったということ  
でしょうか。(五六―五七頁)

川崎さんのエピソードは、私の経験  
弱点でもある。子どもたちに自己決定の  
大切さを力説していた私が、子どもたち  
にこうあってほしいと結論を押しつけて  
いる。この自己矛盾に気がつくこと、こ  
れが、「子どものちからを育む第二章」な  
のかもしれない。

### 地域子ども会・I指導員

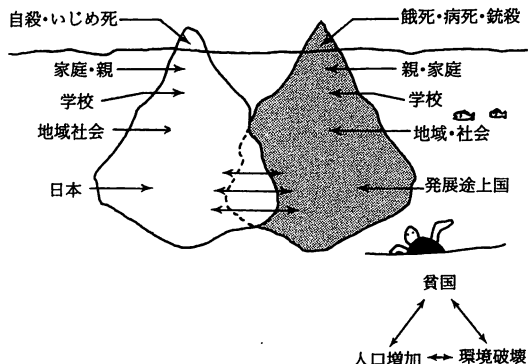
#### ―子ども△関係のとらえ直し

桂正孝さんも、川崎さん同様、実践の  
中で子どもとの関係をとらえ直そうとし

共同で決定し、実行し、そして共同で責  
任を負う、というプロセスが大切であろ  
う。そういう「子どもの参加」(八九―九  
〇頁、斎藤史恵さん執筆部分)実践をど  
う展開するか。

二つは、浜田進士さんの問題提起。  
この本で掲げられた図1は、浜田さ  
ん「苦肉の作」。グローバルな視野からの  
子ども問題と、日本の子ども問題をどう

浜田進士「地球と交信する」(p140)より



構造的に把握するのが。

日本では、いじめ、校則、体罰などに  
ついて「日本の子ども」の特別な問題と  
して考え、きわめて視野の狭い発想法に  
とらわれがちである。かたや、途上国の  
子どもの問題は、日本の子ども問題と切  
り離されて、あえていえば「日本の子ど  
もは恵まれている」式の自己満足的理解  
だけにかたづけられるきらいがある。

浜田さんの問題提起をどう深めるか。  
三つは、私が専攻する教育法学の視点  
からの把握の必要性である。

森実さんが述べたように、確かに「子  
どもの権利条約に根差した生活をつくら  
ていくことがこれからの課題」(一八五  
頁)であるといえるが、条約が「法規範」  
であるという性質をふまえた追求が必要  
な場合も多い。法規範である以上、事の  
性質上、権力作用として働くことがあり、  
かつ、ある種の画一的な状態を作り出す  
ことも念頭におくべきであろう。

たとえば、学校を例にとると、明らか  
に人権侵害とわかる体罰が発覚したとき  
に、その被害生徒の救済のために法的措

置すなわち「権力作用」をとられることがある。この場合、「体罰がない」という「画一的」状態が求められることはいうまでもない。しかし、「子どもとおとなのパートナーシップ」や、子どもの「意見表明権」の実現は、権力作用をもって画一的に実現することがふさわしいのか。むしろこの場合、条約の趣旨は、より良い人間関係を築いていくために、自発的に活かす方法がとられるべきであろう。「条約に根差した生活」あるいは「人権文化」の形成（一九頁、鈴木祥蔵さん執

筆）も、当然のことながら、このような法規範性をふまえて深めていくことが望ましい、と思われる。

# おとなのための子どもの権利条約

条約がうたう「子どもが主体」「子どもとおとなは対等」を鍵に、全く新しい子ども——おとな関係が見えてくる。すべての親・教師に捧げる、一人で始められる発想と実践のヒント集。

鈴木祥蔵／桂 正孝／森 実編  
四六判、223頁  
1,700円（税別）



鈴木祥蔵 正孝 森 実編

©2017